

登録番号 (31) 3 令和元年9月30日 おしらせ No.40 発行 東京都第一市街地整備事務所 〒104-0054 中央区勝どき1-7-3 第一市街地整備事務所ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp /daiichiseibi/index.html



瑞江駅西部地区(令和元年7月撮影)

ごあいさつ

東京都第一市街地整備事務所長 齊藤 敏

秋冷の候、皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私こと、本年4月1日付で着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当地区では、関係する皆さまのご協力の下、お陰様をもちまして換地計画の個別説明及び縦覧が終了し、現在、皆さまにお送りする換地処分通知の準備を行っているところでございます。また、工事におきましては、外周道路の舗装工事や地区内道路の区への引継ぎに向けた補修工事を実施しており、工事も最終段階になってまいりました。

当所では、事業実施による当地区の活性化、交通の円滑化、面的な電線類の地中化などによる防災性の向上など、まちづくりに携わらせて頂けたことに職員一同大変感謝をいたしております。引き続き最後まで全力で事業の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

土地区画整理審議会が開催されました

令和元年7月16日及び同年9月2日に第52・53回土地区画整理審議会が開催されました。審議会では、換地計画に対する意見書の処理について諮問し、答申されました。

令和元年度工事施行箇所図

令和元年度は、補助 285 号線、補助 288 号線、区街 11 号線及び地区内の区画道路 (※緑実線及び点線)の箇所において街路築造工事及び舗装工事、補修工事を実施

しています。



整備状況

補助285号線及び区街11号線は、電線の地中化を進めており、地中化が完了したところから、歩道及び車道の整備・仕上げ工事を行います。

補助288号線及び地区内道路については、歩道と車道の最終的な補修工事を実施してまいります。 ____



(令和元年8月撮影)

今年度の換地処分に向けて

平成 31 年 2 月 20 日から 3 月 5 日までの期間、換地計画の個別説明を実施し、延べ 924 名の方においでいただきました。引き続き、3 月 6 日から 3 月 19 日までの期間、換地計画の縦覧を実施し、延べ 92 名の方がおいでになりました。

換地計画について、16 通の意見書が提出されましたが、審議会において審査した結果、いずれも不採択となりました。

<事業の流れ図>

換 地 計 画 の 作 成 : 権利者の皆様にかかわること 平成 土地評価に関して評価員の意見を聴き、清算金を計算する 30 土地評価の審議会諮問 指数1個の価格236円等について答申されました。 年度 事業施行前・後の土地の地番、清算金及び今後の事業の 換地計画の個別説明及び縦覧 流れ等について個別説明及び縦覧を行いました。 換地計画に対して提出された意見書について、審議会の意 意見書の審査 見を聴き審査した結果、不採択となりました。 ・上記の手続きを経て、換地計画を決定します。 換地計画の決定 換 地 処 分 通 知 の 送 付 ・換地計画の内容を権利者の皆様それぞれに通知します。 令和元年度~ 換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、 換 地 処 分 公 告 清算金額が確定します。 土地建物登記の書き換え ・施行者が登記所に嘱託し、土地・建物の登記を書き換えます。 清算金の徴収・交付を行います。 清算金の徴収・交付 事 業 完 了

換地処分通知を送付します

個別説明や縦覧でご説明した換地計画の内容を、あらためて「換地処分通知」として、12月までに権利者の皆様に送付する予定です。

換地処分通知は、土地区画整理法に基づく重要な書類となりますので、<u>必ずお受け</u> 取りいただき、</u>現在お持ちの登記済証(権利証)とあわせて大切に保管して下さい。 一部の土地を除き、新たな登記済証(権利証)は交付されません。

詳しくは、換地処分通知とともに送付するパンフレット「換地処分通知のご案内」 をご覧下さい。

施行者(第一市街地整備事務所)からのお願い

土地所有権移転のご連絡、借地権等の権利変動届出をお願いいたします。

土地の所有権移転が行われた場合、施行者にご連絡下さい。また、次のように、借地権や賃借権の設定・ 権利変動が生じた場合、施行者に届け出をしてください。

- 1 未登記の借地権あるいは賃借権を申告していない場合、または、新たにそれらの権利を設定した場合
- 2 施行者に既に申告してある借地権あるいは賃借権に変動(移転・変更・消滅)、または住所、氏名に変更 があった場合

権利者の皆様を対象に、今後、換地処分通知を送付するため、ご協力をお願いいたします。

土地を分筆・合筆を行う場合は、施行者に相談してください。

土地を分筆、合筆しようとする場合は、既に決定している換地設計を変更する必要があります。つきましては、土地の売買や相続等により土地の分筆や合筆を行うときは、必ず事前にご相談ください。

地区内での建築行為等は、換地処分がされるまでは、土地区画整理法第76条の 許可が必要です。

次のような建築行為等は、東京都知事、または江戸川区長の許可を受けないと行うことができませんので、こうした行為を行なう場合は、施行者に届け出をしてください。

- 1 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 2 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- 3 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

事業についての窓口

土地区画整理事業についてのご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

瑞江駅西部地区事務所 ★建築行為等を行う場合の許可申請に関すること ★土地の分筆や権利変動の届出に関すること ★工事監督に関すること ★事業全般に関すること

東京都第一市街地整備事務所			
★審議会に関すること	管理課	調査清算担当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 0 5
★建物等の補償に関すること	補償課	補償担当	Tel O 3 (3534) 3409
★建物等の移転に関すること		移転担当	Tel O 3 (3534) 3413
★事業計画に関すること ★建築行為等の制限に関すること	事業課	計 画 担 当	TelO3 (3534) 3419
★換地に関すること ★権利申告や土地の分筆に関すること		瑞江駅西部 換 地 担 当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 2 0
★道路宅地造成等の工事に関すること	工事課	工務担当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 4 2